

火薬類を取り扱いたい

火薬類に関する県知事等への許可、届出等の手続きや基準遵守義務

火薬類の製造、貯蔵、販売、消費等の火薬類を取り扱うことは、火薬類取締法により規制されています。火薬類の取り扱いには、知事又は指定都市の長の許可が必要です。

対象者・内容

(1) 火薬類の製造をする者

- ①火薬類の「製造」とは、物理的、化学的な物質の変化を通じて火薬類をつくりだすことですが、火薬類でない物質から火薬類をつくりだすことはもちろん、すでに火薬類である物質から他の火薬類をつくりだすこともいいます。
- ②規制、手続き
 - 火薬類の製造は経済産業大臣の許可を受けなければなりません。
 - ただし、特定の火工品（たとえば、煙火等）を製造する場合は、知事又は指定都市の長の許可を受けなければなりません。

(2) 火薬類を貯蔵する者

火薬類の貯蔵は、許可を受けた火薬庫等で貯蔵しなければなりません。

(3) 火薬類の販売の業を営もうとする者

火薬類の販売は、許可を受けなければなりません。

(4) 火薬類の所有権を移転する場合

火薬類を譲り渡し、又は譲り受けようとする者は、許可を受けなければなりません。

(5) 火薬類の消費をする場合

- ①火薬類の消費とは、火薬類を廃棄以外の目的で爆発または燃焼させることです。
- ②規制、手続き
 - 火薬類の消費は、許可を受けなければなりません。

(6) その他

- ①火薬類の輸入、廃棄等を行うときも許可を受けなければなりません。
- ②火薬類を運搬する場合は、公安委員会に届け出なければなりません。
- ③火薬類を取り扱う場合は、保安責任者免状等の資格を有する者を選任しなければなりません。
- ④火薬類の取り扱いが北九州市、福岡市内である場合は、それぞれの市長の、それ以外は県知事の許可が必要です。

お問い合わせ先

福岡県商工部工業保安課 LPガス火薬係
福岡中小企業振興事務所
久留米中小企業振興事務所
北九州中小企業振興事務所
飯塚中小企業振興事務所
北九州市消防局予防部規制課
福岡市消防局予防部指導課

TEL：092-643-3439
TEL：092-622-1040
TEL：0942-33-7228
TEL：093-512-1540
TEL：0948-22-3561
TEL：093-582-3851
TEL：092-725-6615